

市の計画（案）にかかる議会意見に対する市の考え方

計画名 子ども・子育て支援事業計画（案）

担当部署 健康福祉部 社会福祉課
教育部 こども未来課

1. 意見

子ども子育て支援法第7条第2項、教育基本法第6条第1項及び学校教育法第1条、第23条に基づき、幼稚園を含め3歳児教育の速やかな確保が必要である。

（市の考え方）

本事業計画では、3歳児幼児教育の必要量があるので、各校区で早期に提供量が確保できるように環境整備に努めます。

2. 意見

幼稚園教諭、保育士等の人材確保に努め、潜在的待機児童の解消をすべきである。（潜在的待機児童とは、年度途中で保育所の職員体制が整わないことにより入所できない児童、障がいや病気などの理由で入所が困難な児童等）

（市の考え方）

本事業計画では、保育所への潜在的ニーズ量を明らかにしております。宍粟市教育委員会では、ハローワークへの求人募集や潜在的保育士を対象とした再就職支援研修会開催など、幼稚園教諭・保育士の人材確保に努めております。今後も本事業計画に基づき、引き続き必要量の確保に努めます。

3. 意見

今回の計画の中に、障がいのある子ども及びその家庭に対する支援の確保が十分に示されていない。障がいのある就学前児童及びその家族のニーズに対してきめ細かな支援策を計画に盛り込む必要がある。

（市の考え方）

本事業計画で、特別な配慮が必要な子どもへの支援のため、保育士の確保や環境を整備すること、また、様々な支援が必要な子どもが安心して生活できるよう、教育・福祉の関係機関が連携して、子どもの発達に応じた支援が一体的に受けられる環境整備に努めることを明記しています。